

ある県の包括外部監査結果の報告書が手元に届いた。これから年度末にかけて各自治体の報告書が次々に公表されるが、対象となった部局はその内容が気になるころだろう。また、監査結果報告書については、全国市民オンブズマン連絡協議会が、毎年秋頃、その内容を検討した結果を包括外部監査評価通信簿（通称「イエローブック」）として公表しており、外部監査人だけでなく、外部監査の発注担当者もその評価結果（ランク付け）に一喜一憂しているようだ。

包括外部監査制度は、自治体における公金の不正経理や国庫支出金の違法・不当支出が社会問題となったことから、平成九年に法定され、同一年から運用が開始されている。しかし、それ以後も、会計検査院は毎年のように、自治体による国庫支出金の不正・不当な用途を指摘しているにもかかわらず、外部監査による指摘がほとんどないことなどから、その有用性に疑問が投げかけられ、それを無用とする論もあつたようだが、今のところ、それも収まっているようだ。

ところで、包括外部監査は、財務に関する事

務の執行及び事業の管理のうち、事務を処理するに当たって住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならぬという趣旨と、組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の自治体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならないという趣旨を達成するため、必要と認める特定の事件



について行うものであり

（自治法二五二条、監査をする

に当たっては、監査の対象

となつた事務事業がこれら

の趣旨にのつとてなされ

ているかどうか、特に意

を用いなければならぬと

されている（同条）。改め

て、これらの規定をみる

と、財務事務や事業の管理

を対象とするものである

が、それは会計処理の適正

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

などを対象として、経理処理の適否や経営分析

的な観点からする監査報告が多かつたように思

われる。また、外部監査人の意識としても、対

象とした事務事業において国庫支出金がどのよ

うに利用されているかということよりも、当該

自治体のお金がどのように支出され、どのよう

な効果をあげているかに重点を置くのが自然で

あり、その結果、自治体が受領した国庫支出金

の使途が適正であつたか否かについて検証する

ものはほとんどなかつたのは当然のことである

う（その意味で、冒頭の批判は的外れである）。

包括外部監査に関する法律の定めが、当該事

務事業が住民の福祉の増進に寄与しているかど

うか、最少の経費で最大の効果を挙げているか

どうか、当該事務事業を遂行する組織とその運

営が合理的であるかどうかを意を用いて監査せ

よとしている以上、不適正経理の有無に重点を

置いた監査は、不十分というよりも、視点がズ

れているように思う。

団体の規模の適正化の観点からの監査は制度

として無理であるし、実務的にも、これまでの

包括外部監査のあり方を見直し、何のための監

査かを再確認するとともに、外部監査人の選任

の方法についても一考あつてしかるべきである

う。

（弁護士）